

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

も：く：じ

巻頭辞	谷江 武士	p 2 ~
「青年が病んでいる」	吉田 豊	p 4 ~
ベトナム調査報告	浅野 和也	p 10 ~
参議院選挙結果について	日本共産党	p 15 ~
地方紙記事から見た参議院選挙結果	編集部	p 18 ~
読書紹介		
猿田正機編『トヨタの躍進と人事労務管理』	水野 有香	p 21 ~
本多滝夫編『Q&A辺野古から問う地方自治』	前田 定孝	p 24 ~
愛知労問研 188 号を読んで	高橋 利博	p 27 ~
団体会員の紹介③ 愛知県高等学校教職員組合(愛高教)		p 29 ~
愛労連大会を前にして	編集部	p 30 ~
社会労働情報この2ヶ月 5 / 1 ~ 6 / 30	編集部	p 32 ~
研究所だより	編集部	p 36 ~

● 第189号

◎ 2016年7月15日

愛知労働問題研究所



巻頭辞

谷江 武士

最近、国内外で国や都市の行方を決める選挙が行われている。

アメリカでは大統領が国民投票によって選ばれるが、その前に時間をかけて民主党と共和党の各々の政党で候補者を選ぶ選挙を行ってきた。また、ヨーロッパでは英国が「EU 離脱」の意思を国民投票によって示した。日本では参議院議員選挙が 2016 年 7 月 10 日（日）に行なわれ、即日開票された。この選挙期間中にも東京都知事の辞職があり、新たな都知事選が予定されており、候補者が名のりをあげた。

英国の場合は、EU 離脱か残留かの選択の国民投票という選挙であったが、議員や知事は、通常、有権者による投票で選ばれる。安倍首相の応援によって当選した升添氏は、このことを忘れたのか、都民等の批判によって辞任に追い込まれた。しかし辞任の理由は、今もなお曖昧なままである。

また英国の EU 離脱は、ヨーロッパの EU 地域だけでなく、世界や日本経済にも影響を及ぼす。すでに円高や株価の下落の影響がある。英国の EU 離脱は、国民投票による結果であるが、英国議会の承認が必要といわれている。「離脱」に賛成した国民の中には、「離脱」撤回のための署名を行ない、英国内は混乱している。国民投票で、「離脱」の賛成票を得るために、「ウソの情報」も流されていた。この情報は、EU 離脱の結果が出た後で判明し、このために再投票を要求するための署名数が相当多く集まった。国民投票によって英国の離脱か残留かの意思を決定する前提として、正確な情報が重要であると思われるが、国民が意思決定するためには、十分で正確な情報が与えられることが重要であることを示している。

日本の場合を見ると、2016 年 7 月に参議院議員選挙が行われた。有権者は政党や立候補者の公約を基にして投票する人を決める。今回の参院議員選挙での争点はいくつかあった。「憲法改正、とりわけ憲法 9 条改正をしないかするか。」「アベノミクスは成功したか否か。」「原発再稼働か廃止か。」「消費税」「社会保障」「奨学金」「待機児童解消」等々が争点であった。首相は憲法改正について「国民が十分に憲法について理解した上で、国会で審議して決める」と最初から争点から外していた。7 月 10 日の参院選の翌朝には、新聞各紙が一斉に「改憲勢力が 3 分の 2」と大きく報道している。ところが「改憲勢

力」と言っても首相は選挙期間中「憲法改正」について何ら語っていない。

今回の選挙で「憲法改正」という方針がは信任されたとは言えないといわれる。アベノミクスを前面にアピールして選挙で勝利する戦術をとっていた。憲法を守ることを訴えていたのは野党4党であった。その成果が東北、新潟、沖縄等で現れたと言われる。首相は、選挙後「民意をくみ上げてやる」と言っているが、すでに「自民党憲法草案」ができているし、2015年9月に民意も無視したままで安倍内閣は閣議決定している。

こう見てくると、英国の「EU離脱」派の中で、ウソの情報で賛成票を投じたので、もう一度投票のために署名を集めるということを行なっている。しかし一度国民投票で離脱を決定してしまうと、それを取り消すにはそう簡単ではないことを示している。この英国の例を見ると、日本の平和憲法9条の改憲の流れをつくらないう、これまで以上に監視の目を持ち、その予算・派遣等の実態を見て投票・行動することが重要と思われたのである。

たにえ たけし 研究所理事 名城大学教授



「青年が傷んでいる」

吉田 豊

今回掲載する文書は、5月14日に行われた労働問題研究所の第2回公開研究会での吉田豊氏(所員・愛知学習協会長)の講演要旨をまとめたものです。参加者こそ多くは無かったものの、講演の中身が興味深いことと、双方向での論議を深めることができました。編集はできる限り、報告の中身から乖離しないように努めました。本意から外れることがあれば、すべて編集部の責任です。

はじめに

最近主権者教育に関わって、労働学校や大学などいろんなところで若者に話をしている。その中で見えてくるのは、現在の若者中高生の場合、憲法観などは極めて健全である。ほぼ9割の中高生が憲法9条を評価している。中高生からしても全うに考えれば憲法第9条は大事だよということになる。ところが30代ぐらいになると、露骨な排外主義的な傾向を帯びた若者が増えてくる。おかしくなるといっても、難しいことは考えないようになる。考えないから何も見えてこない。どうしてだろうか。

1. 見かける姿は (大学・労働学校・その他)

各場面場面で出会う若者の気になる特徴をあげると

①「貧困を自慢しあう」→高齢者が集まると病氣自慢をするように、若者が集まると俺はこれだけ貧しいのだと競い合うように自慢する。「俺は二週間休み無い」というともう一方は「俺はもう3週間休んでない」と自慢げに言う。そういう酷いところがあると、自分のところはまだマシだと思ってしまうから、複雑である。「貧困」だとか「過労」と言うことが嘆きにならない。あまりにも子ども名の働き方が酷いので母親が心配して、あんた少し休んだらという子どもから叱られてしまう。「そんな中でも頑張っている私」を否定しないでということになる。…自分を評価する「尺度」としての「がんばり」で認められたいという気持ちが強い。

②「権利を知って癒やされる」→彼らからすれば自分の責任・能力ではなく、会社が違法なのだ。そこまでで終わっている。権利を知って癒やされる水準である。権利は使うのではなく、知識に留まっている。

労働学校でもそういうことがよく話題になるが、チューターも含めて、闘うことをいわない。行き着く先は、「そんな酷い会社やめたら」に落ち着く。自分たちの周囲の現状を変えるのはとてもしんどいし、浮き上がってしまう。「まあやめるか」、「がまんするか」ということになる。中学高校時代には正義感に溢れていた人も働くようになると、保守的になる、回りに追従するようになる。権利でたたかわおうとはしない。だから学んだことが力になっていない。

③「イヤならば辞める」→変えるのはしんどい 現状を変えない。だけれども変わらない。変えるのは疲れる。自分が「割を食う」「ハマる」のはイヤだ。そういう意味で労働学校にやって来る子たちは、癒やされたい、安全地帯を求めてやってくる若者が多い。労働学

校の講義も昔はやりやすかった。講義が一通り終われば、拍手で迎えられることになる。あるいは講義後の感想で「目から鱗が落ちた」なんていわれたこともあったが、今はそんなことはほとんどない。60分なり90分の講義だけで終わることはない。ここ20年は、必ず講義の中にワークショップを入れるようになった。一方向の講義ではなく講義の中に双方向を入れざるを得ないようになった。

2. 「声」を上げない青年たち

2015年、最近ではシールズなど若者が声を上げたと言うことが話題になっているが、全体としてそうした若者はまだまだ少数派である。若者の多くは声を上げることをしない。「助けて」も「イヤだ」も言えない。組合青年部や労働学校などある程度の活動や学習をしている若者でも声を上げない。

①「言っても変わらない」 *変わったという経験が乏しい

できそうないことをいうなという声が青年組合員の中にもけっこうある。産業別組織の賃上げ方針と、青年労働者の賃上げ要求との乖離の事例など。

②「言ったら場の空気が重くなる」 *自分が浮いてしまう

自分が言うことで場の雰囲気を壊してしまうのではという遠慮。

③「言っても、自分のことは自分で何とかするしかない」 *自己責任

前提として、社会的あるいは共同での解決という発想がない。最後は何事も自分の個人の責任であるという意識が強い。

④「上の人が決めること」 *自分には権限がない 立場（主人公）ではない

自分はその立場ではないと最初から思い込んでいる。先生が、親が決めてきたから職場では上司が決めるということが当たり前になる。

⑤「理屈がめんどう」 *「気持ちを正直に言って、理屈で返されたらツライ」

たとえば「原発反対」というのが自分の本当の気持ちでも、公の場でそうした発言への反論として「CO2 どうするとかいわれる。」そうすると理屈で反論しなければならないから、それはもう面倒くさいということになってしまう。だからむつかしそうなことは最初からいわないことにしている。

レジュメの裏側に「連合総研」の資料がある。その中に「労働者教育のあり方に関する研究委員会報告」（2015年12月）の抜粋がある。「今なぜ労働者教育なのか」の中の記述で特徴的なことをあげてみる。「自分の働いている状況に気付かない」、「気づいてもどう行動したらいいのかわからない」、「不利益を被る。」「労働者に与えられている権利を知らない」「知っていても使わない。」「組合があっても組合には相談しない。」「だから組合があっても何もかわらない。」「職場に違法状態あっても労働組合には相談しない。」「そういうことが広くあるのではと想像できる。」こうしたことは連合も労働組合の存続に関わることだといっている。職場に余裕が無くなって、労働者教育の展望もない。労働組合運動もなくなっている。専従者が少ない。（全労連も同じ事）非専従の職場役員も人的余裕が無い。現場役員も組合活動に目が向かないようになっている。組合役員をになう人が少なくなった。組合の仕事をやれる人は、仕事もやれるからどんどん引き抜かれていってしまう。組合のことをやってくれる人がいなくなってしまう。現在の労働者がかつてのような状況ではなく、複雑な勤務シフトの中で労働者が教育を受けずに、組合活動をやれる

基盤が弱くなっている。

先日ある組合の役員から相談があった。「組合員が増えない」というぼやきであった。一般に労働組合員の数が職場で3割を切るようになると結集率はかなり悪くなる。職場での組合の活動が活性化を保つのは5割は必要である。それぐらいの数がいれば日常的な目に見える活動も可能である。

名古屋市職労の役員のお話を聞いた。ある20人弱の職場で、若い組合員をなんとか1人入れた。その若者が「皆さんは入っていますね」と聞いてきた。正直な分会役員が「あなたが入って過半数になった。」と答えたら、「じゃあ辞めます」と言って加入用紙を持ち帰ったという。数があれば、組合にも入るが、入っていても目立つことはしたくないというのが今の傾向である。

愛高教の場合でも、現在は各職場で中高年中心の数名ぐらいになってきて、職場での活動が困難になり外に向けた活動ができない。組合の外側の人から見ると、「カルト」の集まりのように見えてしまう。腫れ物に触らないという意識もそれなりにある。

また「同調」というのは今の若い人の中にあって、高校時代にはまともなことをいっていた人が社会に出ると何も言わないようになってしまう。「同調圧力」がある。

現在の若者に限らず労働者が一同に結集することが困難になってきたのはsシフト勤務ということがあげられる。このかげで〃時間帯に労働者が労働学校みたいところに来にくく合っている。あるいは、イベントなどにも参加しにくくなっている。現在は24時間365日働くのが通常の社会です。週40時間労働ならば、日曜日に働かせようが、夜は働かせようが一斉に休ませることはない。デパートだって365日開店している。そうした状況で働くことが前提である。介護や医療もそうだがそうしたところでは、正規労働者だけでは回らず、非正規労働者も含めて回って行かざるを得ない。5月25日にならないと、6月の勤務表がでてこない。その新しい勤務表で自分がどこにシフトされているかを見ないと、自分の6月の勤務スタイルがわからない。

労働学校の人が、飲み会やろうとかレクレーションやろうとか言っても、みんなが同じように集まる時間帯を設定できない。みんながいつ集まれるか、シフト表が出るまでわからない。他者と「会えない」「計画が立てられない」ということになってしまう。だから「リアル人間関係」が作れないということになってしまう。

もうひとつとうとうしいのは、「情報管理」によって「プライバシー保護」が壁になって、築けなくなっている。連絡しようにも連絡できないようになっていく。署名用紙すら目的外には使用しないと言うことをわざわざ書かなければいけない時代になっている。本当に意味あることかはわからないけれどもそうになっている。

人とは関わらなくても生きていけるから、挨拶すらしなくなっている。人間関係が作れないようになっていく。普通人の人間関係は、他人から知人になって、親しくなることによって知人から友人になる。知人を大事にしなければならない。知人を大事にする事ってどういうことと言われると、挨拶をすることでしょって言われるけど、それが出来ない。今の人たちは他人から直接友だちになることができる。バーチャルな世界、ネット世界だから、相手がどういう人かわからないけど友だちです。そういう友だちにも本音を語ってしまったり、自分の裸の写真を送ってしまうことになる。そういうことに陥っている人間関係だから「他人を信用しない」。まあいってみれば、バーチャルな関係、「エア人間関

係」ということになってしまう。生の人間関係ではない。

だから私はそういうことを理解できない。若い人の人間関係は、軽い関係（SNS が高校時代から）（仲間ということが重い）新聞など活字を読まない、新聞もスポーツ欄やテレビ欄を見ていたが、今はそれよりも進んで TV も見ないのが一般的である。見る時間も見る中身もない。

彼らは一方向からやってくる情報は基本的に信頼しない。双方向からでないと信頼しないと思う。だから選挙になっても風はもう吹かない。マスメディアによる「大衆操作」は困難になる。そういう時代はほぼ終わった。「対話」だけでは選挙特に国政選挙では当選しない。若い人と話をしていると情報が多すぎて、何を信じてよいか分からない、だから信じないという。たとえば「尖閣列島」の情報が流れてくる。どれが本当かわからないから、考えない。戦争法についても同じである。まあ考えるのはやめということになる。情報が多すぎるというのが実際だという。彼らが物事を判断する基準、これが正しいとかいう基準を持っていない。基準となる人生経験や将来計画がない、先輩がいない。戦争や安保や沖縄やベトナムというところでの経験がない。基準がない。あるいは自分がこうなるとかこうなりたいとかこういう社会になってほしいという希望がない。一方向の情報の受け入れもだめだけど、対話力も衰退した。非常に心配である。たずねる、質問することもしない。道をたずねる必要すらなくなった。欠席連絡も、スマホがあれば、今やメール連絡だけで済んでしまう。そういう形が主流になってコミュニケーションというものが無くなっている。

3.11 東日本大震災以後の緊張感と無力感とのないまぜ状態がつづいている気がする。「今を生きる」生と死が紙一重という状態が結構あった。5 年前になるけれども、大震災の後、労働学校の関係者の中で離婚が結構あった。緊張感があるから夫婦の関係が無いから決着を付けるというものであった。他方で結婚もあった。かなりの緊張感があって生き方を考えることがあったが、結果として、今という狭い世界にとらわれているという状態のように見えた。

青年内の階層分化

私が過去に関わった超進学校のと職業高校校の卒業生とは意識目的も思考様式も異なり落差が大きいことを実感した。大企業のホワイトカラーになる若者は（勝ち組という自己意識、規制緩和で競争）の中で生きている。発想が全然違う。彼らは TPP 賛成であり規制緩和も賛成である。自分は自己責任でやってきた、もっともっとキャリアアップするんだという意識で、既得権攻撃もする。

非エリート青年で高卒で就職してきた若者は、転職をしてきた人は、今はなんとかやっているが、現状に不満なし、将来には不安（将来設計が困難）がある。そういう若者にも昔は仲間意識があった。離職した仲間に自分とこに來いやという声かけのような仲間意識があったが今はない。非エリートの若者は、「吾唯知足」（現状への満足）「夢は見ない」ということになっている。

3. 労働者の組織の現実

こうした状況の中で、労働者教育協議会などが今までやってきたことへの見直しの声が出てきた。新しいことをやらなければねということである。今までやってきたことをその

まま繰り返してもだめだよねということである。

1つは 理論面である。科学的社会主義の固定的な図式から解放されつつある。いわゆるマルクスレーニン主義的なものから変わりつつある。どうみても昔の教科書から変わりつつある。「科学」という言葉が若い人たちに信頼性を失っている。「科学」というものが人を幸せにしないというイメージがある。だから現実的社会主義、民主主義的社会主義(サンダース)でもいいのではという声が聞こえてくる。

組織面では、勤労者通信大学というものをやってきて、これまではテキスト・教科書を読んでレポートを書いて、レポート提出、添削されて学習を深めるというスタイルであったが、今はそれも成り立たないようになってきた。スクーリングや討論の保障がなければレポートも提出されない。終了率は落ちるということになってきた。勤労大はバックに労働組合の組織参加と財政援助があるから、なんとか成り立っているのが現実である。

「学習の友」という結構面白い雑誌がある。これまでは普及を増やすということが前面に出ていた。普及することによって財政基盤も安定するが、活用しないことには部数も増えないという視点から、現在では普及よりも「どう活用するか」が論議になっている。読者会を設けて個々はどうなっているかを話し合うことに力点を置くようになった。

かつては労働学校を受講して、職場に戻って労働組合活動を担っていく活動家養成という目的があった。労働学校が出撃基地となるかという兵站の役割を担っていた。そんなイメージがあったが、現在は全然違っている。居場所になっている。それだけでは労働組合のニーズに応えないものだから、労働組合がおくってくれないことになる。組合の必要性やノウハウを教えてほしいし、異業種、他職種との交流を実現してくれる場所の意味もあるが、学生さんの満足度の高いのは、居場所、交流の場である。「ここではなんでも本音でしゃべることができる」ということを発見するのが一番の喜びだという。

このように時代は変わってきた。青年も変わってきた。そうした若者を対象としてやっている。労働組合運動につながる青年育成をやりたいという思いがある。

連合総研の報告にもあるように「職場で論議することがなくなっている」「職場の一人ひとりが自覚して不条理に立ち向かうことが大切である。」「そのためには労働組合が必要だ」ということになる。誰が言ってもこれは間違いではない。

連合の場合、リーダーの育成を強調する。リーダーは職場内交渉や対話だけでは育たない。組織外の風にあたらせることがひつようだともいう。そのうえ「連合をつくってだめだった」とまでいっている。労働団体が4つ(総評・同盟・中立労連・新産別)あったときは、緊張感もあり切磋琢磨で鍛えられたが、今は緊張感が無くてだめになっている。巨大な「連合」すらそうである。

それでは、どこに光があるかということになるのだが。期待しているのは、最近の若者の理解できない行動に見いだせるのではと思う。デモといわずに、ピクニックという人たちである。ピクニックだから、公安委員会に届けない、歩道をプラカードをもって歩くというスタイルである。集会の細かい中身をあだこうだといわないで「よびかけお願い」をする。最近の盛り上がった運動はみんなこんな運動である。官邸前の脱原発の運動や、ママ友の保育所作れ運動などもそうである。ある種の無秩序な、花開く中で連帯が生まれるのが最近の傾向である。無秩序であるということは、主体的であるということである。誰から言われたから動いたのではない。百花争乱とまでいかなくとも、こうした状態の中に

これから希望を見いだすことができるのではと思っている。あちこちに咲き乱れている花の中に見ることが出来るのではと思っている。

<資料1>

連合総研「労働者教育のあり方に関する研究委員会報告」(15.11) から (要旨)

問題意識

- ・職場で議論するしくみや話し合う文化の醸成が不可欠、職場の問題を発見し集団で解決していくという職場風土が重要。そのために、組合員一人ひとりが自分の考えを持って発言し、職場の不条理に集団で立ち向かっていく行動が必要。おかしいことをおかしいと言える風通しのよい職場をつくっていくことは、職場の労働組合の重要な役割
- ・組合員と一体になって行動を組織するのが職場のリーダーである。リーダーは職場の対話活動や労使交渉という企業内の活動だけでは育たない。組織外の風に当たることや他流試合という外部との切磋琢磨が重要

いま、なぜ労働者教育なのか？

- ・自分が働いている状態の異常さに気づけない状況がある。気づいても、行動を起こさない、どうしていいかわからないなど、知らないことによる不利益
- ・労働者に認められている権利が知られていない、知っていても行動しない、労働組合があっても何もしないという現状、組合員は「何も変わらない」とあきらめてしまう。
- ・違法状態を経験した場合に、労働組合を頼らない。相談しない。

労働組合による労働者教育の現状と課題

- ・職場に余裕がなくなり、職場の問題を話し合い、解決していくという実戦的な労働者教育の基盤/環境が弱体化
- ・専従者が少なくなり、非専従の職場役員も人的な余裕、組合活動に費やす時間も少なくなっている
- ・組合役員を続けて欲しい人材が早期に会社で選抜されて、長く役員を続けることが困難
- ・働き方や労働者像も変化し、労働者が距離的にも時間的にも分散し、仲間と集まることが困難
- ・集团的労使関係の基盤が弱体化し、個別労使紛争が増加
- ・成果主義の導入で、個人主義化や労働者間の競争が強まる

<資料2>

青年の変化の芽

- ・発信・アクセス・カクサンするという社会参加
- ・フライヤーやピクニックという手法
- ・中学生や高校生での変化（主権者教育）

労働組合 正規、大企業・公務員、男性の組織の限界

労働学校 居場所（学習→元気・仲間→出発）

（避難場所→癒やし）メンタルヘルス不全

よしだ ゆたか 所員・愛知学習協会長

トヨタ・ベトナム工場労働者の労働実態

浅野 和也

はじめに

今年3月22～26日にかけてベトナムを訪問し、そこでトヨタのベトナム工場で働く労働者へのヒアリング調査の機会を得ることができた¹。日本企業がベトナムへ積極的に進出していることはよく知られているが、そこで働く労働者の実態、とりわけトヨタのベトナム工場の労働実態はほとんど明らかにされていないといっているだろう。残念ながら、ヒアリングできた労働者はわずか1名（30代、男性）でしかもかなり限られた時間であったため、この調査でトヨタのベトナム工場の全貌を明らかにすることはおよそ不可能である。また、労働者全体の労働実態を描写することにもならない。しかし、わずか1名とはいえ現場で働く労働者からの生の声はかなり貴重であることも事実である。

本稿では、断片的ではあるが、トヨタ・ベトナム工場の労働者へのヒアリング調査から得られた労働実態を明らかにしたい。なお、脚注などの出典がないものはヒアリング調査から得たものである。

1. 工場概要および従業員構成

ホームページ上で公開されている『トヨタ自動車 75 年史』では次のように記されている。「ベトナムでは、1995（平成7）年にトヨタ・モーター・ベトナム（TMV）を設立し、1996年からカローラとハイエースの生産を開始した。以来、トヨタ車の販売台数は順調に伸長し、1997年の1,000台水準から、2003年には1万台を超え、2009年には3万台レベルに達した。シェアも、1997～2004年が20～30%台、その後は30～40%台で推移しており、1998年以降トップの座を維持している。この間、当初4ディーラー体制であった販売網は、2010年時点で23ディーラー・27拠点体制となった。」²。

トヨタ・ベトナム工場の正式名称はToyota Motor Vietnam Co., Ltd. (TMV)、生産開始年月1996年8月、主要生産品目はカムリ、カローラ、ヴィオス、イノーバ、ハイエース、フォーチュナー、生産台数44,000台となっている（2015年12月末時点）³。アジア地域で生産台数が多いのは中国、タイ、インドネシアであり、ベトナムの生産台数はフィリピンの49,000台を下回っている。

従業員数はヒアリングをした労働者によれば、工場労働者は約1,600名程度ではないか、とのことである（事務部門はわからない）。『トヨタの概況2013』には1,670人と記載されている⁴。男女構成については、生産現場には女性は配属されておらず事務部門のみである。

¹ トヨタ・ベトナム工場労働者へのヒアリングは2016年3月24日に行われた。調査者は、猿田正機（中京大学）、杉山直（三重短期大学）、浅野和也（愛知東邦大学）、宋艶苓（中京大学企業研究所）、通訳 Do Linh である。

² https://www.toyota.co.jp/jpn/company/history/75years/text/leaping_forward_as_a_global_corporation/chapter4/section3/item1_e.html（2016年4月9日アクセス）

³ <http://newsroom.toyota.co.jp/jp/corporate/companyinformation/worldwide>（2016年4月9日アクセス）

⁴ http://www.toyota.co.jp/jpn/company/about_toyota/gaikyo/pdf2013/databook_jp_2013.pdf（2016年4月

非正規労働者 (temporary worker) はおよそ半分であり比率はかなり高いといえる。契約期間は 3 ヶ月で仕事が忙しければ契約が更新される。日本のトヨタでは、期間従業員の正規登用があるが、ベトナムトヨタにも同様に存在する。具体的な条件はわからないが、昔は比較的容易に正規への登用が行なわれていたものの、最近はきわめて難しい。なお、この非正規労働者は間接雇用の派遣労働者であり (全員ベトナム人)、賃金も正規と比べると安いとのことである。

工場の歴史が 20 年程度ということで、従業員の平均年齢は 30 歳くらいだと思われる。工場操業時から勤務している人のなかには 40 代の人もあるが、比較的若いといえるだろう。

制服や帽子、ネームプレートの紐などの色、制服や帽子に縫い付けられているラインの本数などで正規・非正規を見た目で分けることはしておらず、全員同じ制服を着用している。食事と一緒に食堂で食べている。

2. 賃金

ヒアリングに応じてくれた労働者の賃金は残業代込みで 1 ヶ月約 35,000~38,000 円である。2007 年入社時の初任給は基本給が約 6,000 円、残業代を含めると約 13,000 円だったとのことである。残業等の所定外賃金に大きく依存していることがわかり、制度の本質は日本のトヨタと非常によく似ている。なお、ベトナムでは最低賃金が毎年大きく上昇していることもあり、10 年足らずで賃金が 3 倍近く上がるのもよくわかる。ベトナムの最低賃金 (第 1 地域: ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域) の推移は図表 1 のとおりである (1 万ドンは約 54 円) ⁵。

図表 1 ベトナムの最低賃金額の推移

単位: 千ドン/月

2000 年	2005 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
180	626	1,340	1,550	2,000	2,350	2,750	3,100

出所: 『データブック国際労働比較 2015』労働政策研究・研修機構、2015 年、194 ページ。このデータは外資系の最賃額。外資系と非外資の最賃が統一されたのは 2010 年からである。

昇給は毎年実施されている。昇給率は自分の成果や評価により、4 つのレベルで評価される。まずは自己評価を 4 点: 10%、3 点: 7%、2 点: 5%、1 点: 昇給なしのいずれかで行なう。その後、会社が能力や働きぶりなどを総合的に判断して昇給が決まる。なお 1 点の場合、昇給なしとなるものの、昨今の最低賃金上昇を考慮して約 1,000 円の手当は支給されとのことである。

ボーナスは年 2 回 4 月末と 12 月に支給される。それとは別に旧正月には通常の給料に 1 ヶ月分がプラスされる。ボーナスの額は会社の利益によって決まることになっている。

総じて、ベトナム・トヨタの賃金は相対的に高いといえる。とくにボーナスがありがたい。例えば、12 月のボーナスでは 3 ヶ月分が支給された。そのほかに交通費として毎月 1,500

9 日アクセス)

⁵ ドンの円への換算は『ビジネス・レーバートレンド』労働政策研究・研修機構、2015 年 12 月号、29 ページによる。

円程度が支給されている（バイク通勤のガソリン代）。

3. 労働時間

大手企業における現場労働者の勤務形態は交替制勤務であることが一般的であり、ベトナム・トヨタも例外ではない。ヒアリングによれば、ベトナム・トヨタの勤務シフトは図表 2 のとおりである。

図表 2 ベトナム・トヨタにおける勤務シフト

昼 勤	7：00～15：45 前後半休憩が各 10 分、食事 55 分、計 75 分
夜 勤	18：00～2：45 前後半休憩が各 10 分、食事 55 分、計 75 分

労働者へのヒアリングから筆者作成。

日本では、昼勤と夜勤の勤務シフトは 1 週間ごとに替わることになっているが、ベトナム・トヨタでは 2 週間ごとに替わることになっている。ベトナムの他産業・他企業でも同様の傾向があるのか⁶、労働側の要求としてこのリズムになったのかは不明だが興味深いケースではある。

なお、4 月から食事時間が 55 分から 45 分に短縮されることになっており、トータルの休憩時間は 65 分になるとのことである。そのことで終業時間が 10 分前倒しになるのか、残業が増えるのか、などは確認できなかった。

前述の所定外賃金への高い依存からもわかるとおり、昔は残業が多く年間 500 時間以上のときもあったが、ヒアリングによれば、現在は 1 ヶ月 20 時間、年間 200 時間に残業は制限されているとのことである。

斉藤善久氏によれば、ベトナムの労働法は労働時間について次のように定めている。「労働時間は、1 日 8 時間、1 週 48 時間を基本とし、使用者と労働組合による合意を条件に、1 日 4 時間、1 年 200 時間（特定の輸出生産・加工業については例外的に 300 時間）以内の時間外労働が許されている。…また、割増賃金については、夜間労働が 30% 増、時間外労働には通常賃金の 150%、休日労働には 200% の支払いが義務づけられている。また、民間企業は利益の 10% 以上、外資系企業は賃金の 1 ヶ月分以上の水準により賞与を支給しなければならない。」⁷

割増率に関しては、日本の労働法と比べるとベトナムではきわめて高く設定されていることがわかる。割増率が高いとはいえ、日本企業にとってはベトナムの人件費の安さは進出当初は魅力的ではあったが、昨今の経済成長にともなう最低賃金の大幅上昇により、割増率の負担が重荷になり始めているのではないか。また、長時間労働の常態化が労働者の不満を高めることになり、その結果、ストライキの発生なども予想される。その予防に努めているのかもしれない。

ただし、ベトナム・トヨタでは社内ルールにより、1 ヶ月 20 時間の制限を超過することが

⁶ ちなみに、ベトナムに進出しているホンダのサプライヤーへの調査（2016 年 3 月 25 日）によれば、勤務シフトは日本と同様の 1 週間ごとの交替とのことである。

⁷ 斉藤善久『ベトナムの労働法と労働組合』明石書店、2007 年、24～25 ページ。

事実上可能になっている。ヒアリングによれば、例えばある月の残業時間が28時間であれば、超過8時間分が有給休暇扱いとなるのである。そして、割増も適用されるとのことである。つまり、有給休暇を所定外労働時間分の賃金保障による「買い取り」と理解できる。

なお、年次有給休暇は16日分あり、勤続年数が2年経つごとに1日付与されるとのことである。しかし、業務が多忙なため、有給休暇の取得は芳しくないというのが本音だった。

ベトナム・トヨタでは、日本のトヨタカレンダーのような設定はされず、通常のベトナムのカレンダーにもとづいて勤務している。休日は月6日（土曜2日と毎週日曜）である。

4. 教育、改善活動など

入社にあたり、TPS (Toyota Production System) や5S (整理、整頓、清掃、清潔、躰) を社内研修で学んだとのことである。また、改善案の提出も派遣労働者も含めた全労働者への必須となっており、改善案1件につき200円ほどが支給される。ヒアリングでは改善活動に対して、「仕事の役に立っていると思う。例えば、重量のある溶接器具（ガン）の置き場を作業者の近くに変えるという現場からのアイデアによって、作業が楽になった経験があるから」と前向きな考えであった。

しかし、作業密度は日本と同様、かなり高いことが伺える。日本のトヨタの作業をVTRで見たが、ベトナム・トヨタは日本に比べると労働者による手作業が多い印象を受けたとのことであった。ベトナムでは機械化を進めるよりも人手を増やすことで対応するのが得策なのだろう。

また、日本ほど多能工も進んでいないと思われる。ヒアリングでは、入社以来溶接を担当しており、他の部署は経験していないことを話してくれた。いわゆるジョブ・ローテーションもあまり行なわれていないようで、日本では当たり前になっている忙しい部署への応援はないとのことである。

5. おわりに一労働組合と今後の動向

労働政策研究・研修機構のホームページ上には「ベトナムにおける労働運動の現状」として、ベトナムの労働組合について次のような記述がある。「10人以上の従業員を雇用する全ての企業は設立後6カ月以内に労働組合（企業内労組）を設立しなければならない。経営者を除く全員が組合員になることができることが特徴で、取締役以下が組合員というケースも多い。国内にある全ての労働組合はナショナルセンターであるベトナム労働総同盟（VGCL）に加盟することになっている。VGCLは中央執行委員会を頂点とする4層構造となっている。17名の委員で構成する中央執行委員会は共産党組織の一部として、労働関連法案の立案などに関わる。中央委員会の下には地方（省および市）の労働組合事務所（全国61カ所）との中央産別労働組合（全国20カ所）がある。さらにその下には、地方（郡）の労働組合事務所が配置されている。末端組織である企業内組合は、労働者に対するレクリエーション活動など、いわば『総務』的な機能を果たすことが多い。」⁸。

今回のヒアリングは、あくまでもベトナム・トヨタでの労働実態を明らかにすることなの

⁸ http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2006_10/vietnam_01.html (2016年4月6日アクセス)

で、企業内労働組合の上部団体には言及できないが、ヒアリングでは、ベトナム・トヨタの組合について次のように話してくれた。「組合はある、入社と同時に強制加入となる。組合の委員長は経理部長が務めている。組合は労働条件改善を要求に掲げて闘うことはしない。労働組合は社内運動会を開催する（サッカー、卓球、バレー、徒競走など）」。

このようなレクリエーション活動が労働者にとって一種の「ガス抜き」として効果があるかはわからないが、2006年以降、いわゆる山猫ストが増加している状況は見逃せないだろう⁹。ILO 東アジア準地域総局労使関係専門家のチャン・ヒー・リー氏は、「2006年の大規模山猫ストは労働者の連帯意識が強まっていることの表れ」「ベトナムの労使関係が新たな段階に入った」¹⁰と指摘している。

さらに、ベトナム・トヨタにとって深刻なのは、2018年より ASEAN（東南アジア諸国連合）加盟国内での関税が撤廃されることである。「ほとんどの部品を輸入し、組み立てを行う CKD 型のノックダウンに頼っており、現地で調達している部品は十数点にとどまっている。このため、輸入した部品を組み立てるも生産台数が少なく、規模の経済を生かすことができない。現時点では完成車に 50%の輸入関税が課せられていることで、かろうじて現地生産車の価格優位を保っているが、輸入関税がなくなる 18 年以降はコスト的に逆転して現地生産をすることは非常に難しい。」¹¹。ヒアリングでも、完成車輸入か、部品輸入か、最悪の場合、工場閉鎖も視野に入っているらしいことから、将来がかなり不透明で不安であることを吐露してくれた。

しかしながら、ベトナム国内においてトヨタをはじめとする自動車産業が果たす役割は決して小さくはない。自動車産業の発展が他産業の発展・成長のけん引役として機能することも十分ありうるだろうし、新たな産業の誕生をもたらす可能性も考えられる。また、ホンダの動向も注視する必要があるだろう。いずれにしても、「新段階に入った」ベトナムは日本にとって欠かせないパートナーであることは間違いないだろう。

（追記）

本報告のための調査・ヒアリングは中京大学企業研究所の支援によるものである。あらためて感謝申し上げたい。 あさの かずや 所員 愛知東邦大学准教授

編集部より 本浅野論文は、先号発行時に編集部の重大なミスにより図表、脚注が欠落して掲載されました。浅野氏ならびに読者にお詫びするとともに、再度該当論文を掲載しました。

⁹ 同上。「海外直接投資の増大により、ベトナム国内では数千人規模の工場設立ラッシュが起こり、労働力不足による賃上げ圧力が高まった。賃上げ交渉の多くが正規の手続きを経ないで行われる違法なストライキ（いわゆる山猫スト）によって行われ、2006年2月には最低賃金の引き上げを発端とする大規模な山猫ストが発生した。2005年までの年間平均ストライキ数が100件程度であったのに対し、2006年上期だけで303件に達するなど、2006年のストライキ件数が著しく増加している。」。

¹⁰ 同上。

¹¹ 春日尚雄「ベトナムトヨタに2018年問題 現地生産の行方注視」『福井新聞』2014年9月26日。福井県立大学 地域経済研究所ホームページ <http://www.fpu.ac.jp/rire/publication/cat2/001290.html>（2016年4月9日アクセス）

第24回参議院選挙の結果について

2016年7月12日 日本共産党愛知県常任委員会
一、7月10日投開票の第24回参議院選挙で、日本共産党は、改選3議席から6議席に倍増へと前進しました。比例代表選挙では、改選3議席から5議席となり、たけだ良介候補が当選、選挙区では、激戦を制し、東京で議席を獲得しました。日本共産党の参議院の国会議席は非改選議席と合わせて14議席となりました。野党共闘を実現した32の選挙区では、11選挙区で自民党にうち勝って当選をはたし、野党共闘が大きな成果をあげました。

今回の日本共産党の愛知県での比例得票は、31万1967票（得票率9・55%）を獲得しました。これは、3年前の前回参議院選挙の比例票に対し、得票率を0・82ポイント増やし、得票も4万7958票増やしました。直近の国政選挙である2014年の総選挙の比例票に対しても、3867票増やしました。その結果、目標とする43万票には及びませんでした。が、全国の議席増と、たけだ良介候補当選に貢献しました。

愛知選挙区では、市民と心をついに選挙をたたかい、大激戦・大接戦を闘い抜くという大健闘をしましたが、残念ながら議席獲得にはいたらず、惜敗しました。得票では、30万2489票（得票率9・22%）を獲得し、3年前の前回参議院選挙に対し、得票率（0・13ポイント増）、得票数（3万1211票増）ともに増やしました。市民と心をついにたたかった選挙戦で、これまで党の支持が届かなかった人たちにも支持が広がった結果でした。

日本共産党と候補者に一票を寄せられたすべての有権者に心からお礼を申し上げます。また、風雨と猛暑の中、昼夜分かたず奮闘された、すべての支持者のみなさん、応援して下さった無党派の市民のみなさん、「しんぶん赤旗」読者、後援会員、党員のみなさんに心からの敬意と感謝を申し上げます。そして、市民の熱い期待がありながら、愛知選挙区で議席奪還というチャンスを結果に実らせることができなかったことに党の力不足を痛感しています。捲土重来を期して、党の力を拡大し、次こそ議席奪還を勝ちとるために全力をあげる決意です。

一、今回の参議院選挙は、自民、公明とその補完勢力対、4野党と市民の共闘という対決構図のもとでたたかわれました。自民党、公明党、おおさか維新、日本のことを大切にする党などの党の代表や幹部は繰り返し来県し、街頭から「政策の一致がないのに共闘するのは野合」「自衛隊は違憲といっておきながら、災害復旧対策に使うのは無責任」などの反共攻撃を行いました。日本共産党は、幹部・候補者を先頭にこれらの攻撃に対し、野党共闘は、安保法制＝戦争法の廃止と立憲主義回復という大義を高く掲げた共闘であることを打ち出して果敢に反撃し、市民との共同を強めながらたたかいぬきました。政治論戦では、野党共闘の共通政策として、①安保法制の廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回、②アベノミクスによる国民生活の破壊、格差と貧困の拡大の是正、③TPPや沖縄問題など、国民の声に耳を傾けない強権政治に反対、④安倍政権のもとでの憲法改悪に反対を高く掲げ、野党が共同提案した15法案の内容を共通の政策として訴え、合わせて、日本共産党の値打ちを訴えぬきました。

選挙での政治論戦が進む中で、憲法9条を守るのか、壊すのかが大きな争点として押し上げ、「憲法9条を守る1票を日本共産党へ」との訴えが国民の共感と支持を広げました。アベノミクスの問題では、日本経済を立て直す「3つのチェンジ」を訴え、TPP、原発再稼働、沖縄

の米軍基地の問題でも、日本共産党の積極的な対案に支持が広がりました。

すやま初美選挙区候補は、安倍内閣の明文改憲を許さないと厳しく批判し、「国民の命と暮らしを守る選挙」、「日本の将来を担う若者の未来をつくる選挙」にすると呼びかけ、大学授業料半額、給付制奨学金創設、中小企業支援とセットで最低賃金1500円を実現し、消費税10%増税を断念させ、税金の集め方、使い方を変える、働き方を変える「3つのチェンジ」を、国会でやらせてほしいと訴えました。さらに、人生の転機となった東日本地震の被災地ボランティアで出会った人々の声を届け、誰もが自分らしく生きられる世の中をつくりたいと、安保法制に反対する幅広い市民のみなさんとともに選挙をたたかっていることを訴え、野党共闘で奮闘している日本共産党を伸ばし、私を国会に送ってほしいと力強く訴えました。気迫ある候補者の訴えが有権者の心をとらえ、支持が大きく広がりました。

今回の選挙戦では、市民との共同のたたかいが大きく前進し、市民連合に参加しているシーلزやママの会などのメンバー、無党派の女性や青年などが屋内・屋外の演説会に弁士として参加し、党のセンターで積極的に支持を広げる電話がけをするなどの姿が見られ、市民とともにたたかう選挙の貴重な一歩となりました。党幹部も、志位委員長が5月、6月、7月と連続して来県し、小池書記局長が出発式、選挙最終日の打ち上げ宣伝を含め選挙期間中に4回来県、井上参院議員、本村衆院議員、島津衆院議員、高橋衆院議員、池内衆院議員など国会議員が続々と応援にかけつけました。どの街頭演説も多くの聴衆があつまり、日本共産党と候補者名のコールが起きる等、日本共産党への新たな共感と期待の高さを示しました。

また、ネット選挙でも、若者を中心にチームをつくって、積極的に取り組み、ホームページの刷新、PV（プロモーションビデオ）など様々な動画の発信、SNSの活用で創意工夫をこらし、新しい層への支持の広がりをつくりました。

一、今回の選挙で、比例代表で全国850万票にふさわしく愛知で43万票の得票を得ることができなかったことと選挙区で競り負ける結果となったことの根底には、得票目標をやりきる構えと公示までにやりぬく取り組みをはじめ党の自力の不足の問題があります。組織的に圧倒的な差がある中でも、今回の選挙で、全党の立ち上がりをかちとり、すべての後援会員や読者に依拠して、目に見える宣伝とともに、対話・支持拡大の大波をつくり、市民と野党との共同の力を幅広い市民に届けることができれば、比例で「9議席」にむけてのさらなる前進と選挙区でも議席をかちとるチャンスが大いにありました。対話・支持拡大は、3年前の参院選の到達より若干広げたものの、得票目標を実現する規模には大きく及びません。この間一貫して、党の自力を強めることに努めてきましたが、いっそう「支部を主役」にして党の自力を強める活動に全力をあげる決意です。今回の選挙結果について、党内外の意見を組みつくし、次の中央委員会、県委員会で選挙の教訓を明らかにし、今後の活動に生かすようにしていきます。

一、日本共産党は、選挙で勝ち得た議席の前進を力に、市民との共同、野党共闘をいっそう前進させ、安保法制＝戦争法廃止、安倍改憲反対、安倍暴走政治ストップに全力をつくします。

また、愛知県民の声をまっすぐ国会に届け、選挙中に訴えた公約実践に全力をあげます。

日本共産党は今回の参院選での躍進を土台に、来るべき総選挙でも、野党と市民の共闘を前進させ、安倍自公政権打倒と補完勢力を少数に追い込むために全力をあげる決意です。

地方紙記事から見た参議院選挙結果

編集部

参議院選挙が終わった。結果は事前予測とは大差のない自公与党の圧勝、おおさか維新をあわせると衆参両院ともども、総議席の3分の2を「改憲勢力」が超えることとなった。この事実は否定できないし、重要であるのは確かである。もちろん、昨年来の戦争法（安保法制関連法）の成立以来、安倍政治に反対する野党と市民との共同の前進という過去にはなかったことが実現している点は見逃せないが、この選挙に関わった団体（政党）はそれなりに総括をするであろうから、それにお任せすることにして、参議院選挙直後の地方紙から見てきたこの選挙の実像に迫りたい。今回の選挙結果の特徴の一つとして、東西格差・地域間格差が歴然と現れた点である。自公与党の圧勝と言われた今回の選挙でも、北海道、東北、それに長野、新潟、山梨の各県では一人区でも野党共闘は勝利を収めている。そうした地域の有権者の行動意識が見えてくるかもしれない。

参院選 東北で与党惨敗／「安倍政治」へ不満噴き出す（河北新報）16/7/11

10日投開票の参院選で、東北の与党は6選挙区中、5選挙区を落とす惨敗を喫した。有権者は全国の潮流にあらがうように厳しい審判を下した。東日本大震災と東京電力福島第1原発事故からの復旧、復興に取り組む岩手、宮城、福島3県では、現職閣僚を含む自民党候補が落選。地方にくすぶる「安倍政治」への不満が東北で噴き出した形だ。

投開票日の出口調査によると、東北各県の投票者の政党支持率は、自民党が岩手（32%）を除き4割前後。岩手を含め第1党だった。第2党は民進党で、支持率は福島（27%）を除きおおむね2割前後。与野党候補とも支持層の9割を固めている。選挙結果を左右したのは全体の約2割を占める無党派層で、約3分の2が野党に投票した。

全国の結果を俯瞰（ふかん）すると、与党は野党共闘を「野合」と攻撃し、「道半ば」とするアベノミクスの継続を強調。憲法改正の争点化を避けて、奏功した。

選挙結果がねじれた東北では、全国的な与党の勝因はむしろ敗因になる形で現れた。

東北は全国屈指の激戦区が多く、安倍晋三首相や各党代表が連日のようにこ入れに入った。与野党候補の訴えの軸は、「アベノミクス」「憲法改正」「環太平洋連携協定（TPP）」の3点。いずれも安倍政権の政策や政治姿勢を象徴するテーマだ。東北の有権者は巧みに争点をぼかそうとする与党の足元を見透かし、政権の姿勢に懐疑的な態度を示した。

落選した与党候補は、敗因にアベノミクスの恩恵の薄さ、TPPの説明不足を挙げた。改憲への抵抗感も根強かったようだ。「安倍政権下での憲法改正」の是非を出口調査で聞いたところ、岩手、宮城、福島の被災3県では反対が過半数を占め、その割合は全国平均を上回った。被災地の有権者が期待した復興論戦は批判の応酬にかき消された。置き去り感を抱いた被災者がいら立ちを募らせ、不満を与党に向けたとも言える。東北各県知事は「人口が急減し、地域の活力がなくなっている。アベノミクスが過疎地にどう波及するか見えない」（宮城）「TPPで農業がどうなるのか。危機感が如実に表れた」（山形）などと発言。全国と地方の温度差を指摘した。政権は東北の選挙結果を意に介していないようだ。安倍首相は11日、選挙結果を踏まえた記者会見で、「アベノミクスを一層加速せ

よとの力強い信任をいただいた」と改めて勝利宣言をした。新たな経済対策の策定に乗りだす考えを示し、「地方創生回廊をつくり上げ、成長の果実が全国津々浦々に行き渡るようにする」と強調した。

政治は「数」だとすれば、与党は大勝した。一方で与党は、東北の民意をすくい切れず「乱」を招いた。地域経済の停滞や人口減など、縮小する日本の近未来の姿を先取りすると言われる東北の地で示された有権者の意思は重い。東北から放たれた一矢は今後、どこへ向かうのか。「安倍政治」の行方とともに注視し続けなければならない。

社説[2016 参院選 伊波氏が圧勝]「辺野古」を見直す時だ

沖縄タイムス 2016 年 7 月 11 日

審判は下った。辺野古問題の分水嶺となる決定的な選挙結果である。民主政治を前提にする限り、新基地建設計画を維持するのは、もはや不可能だ。参院選沖縄選挙区は、無所属新人で元宜野湾市長の伊波洋一氏（64）が、安倍政権の現職閣僚で自民党県連会長を務める島尻安伊子氏（51）ら 2 人の候補を大差で破り、初当選した。

安倍自民党は全国の選挙区で順調に議席を増やし、比例代表でも下馬評通りの強さを発揮した。にもかかわらず、辺野古問題を抱える重点区の沖縄選挙区で、現職閣僚の議席を守ることができなかったのである。これによって沖縄の自民党は、衆議院にも参議院にも選挙区選挙で当選した議員が 1 人もいないことになる。衆院の現職 4 人は、2014 年 12 月の総選挙の際、辺野古反対を掲げる候補に敗れ、比例で復活当選した人たちだ。一連の選挙で示された「沖縄の民意」は明白である。普天間飛行場の移設推進に向け強硬姿勢を示し続けてきた島尻氏をあえて沖縄担当相に抜てきし、経済界や市町村長への影響力を行使しつつ沖縄の分断を図り、辺野古推進勢力を拡大していく、という安倍官邸のもくろみは崩れ去った。我田引水の解釈で結果を取り繕うのではなく、見たくない現実に向き合う柔軟さと度量、まっとうさが大切だ。1 月の宜野湾市長選に敗れたあと、その総括をめぐってオール沖縄会議が揺れ、伊波氏の擁立に赤信号がともった時期もあった。島尻氏は、現職閣僚の強みを発揮し、「子ども支援」「健康長寿」「経済振興」という有権者の関心の高いテーマを前面に掲げ、エプロン姿で有権者にアピールした。だが、皮肉なことに、生活を重視する女性閣僚に強い拒否反応を示したのは、女性の有権者であった。県外移設の選挙公約を当選後に撤回したことや、辺野古移設推進の立場を鮮明にして強硬姿勢を示し続けてきたことが、有権者の厳しい批判を招いたのである。

伊波氏に対して、中高年の女性から「絶対負けないでよ」という懇願するような声援が飛んだのは、島尻氏の当選だけは阻止したい、という悲壮感の表れでもあった。

政府が、この期に及んでもなお、アメとムチの予算措置によって基地受け入れ層の拡大を図るようだと、沖縄社会は「受益層」と「受苦層」に分断され、取り返しのつかない傷を負うことになる。それは横のつながりを維持してきた融和的な沖縄社会をぐちゃぐちゃに押しつぶし、民主政治を破壊することにほかならない。

選挙結果を受けて政府が真っ先に取りくむべきことは、「辺野古が唯一の選択肢」だという恫喝（どうかつ）まがいの一方的主張を取り下げることだ。

辺野古の埋め立て承認取り消し問題で、福岡高裁那覇支部は、この種の訴訟としては異例の和解勧告を提示、国と沖縄県に話し合い解決を求めた。総務省の第三者機関である国

地方係争処理委員会も委員会としての判断を回避し、国と沖縄県のさらなる協議を求めた。

行政権力をチェックする機能を持つ司法と、総務省の第三者機関が現状を憂慮し、そろって「話し合い解決」を求めたのである。それが筋だ。国が「裁判を起こせ」と県をけしかけるのは、裁判による勝利という、争いを前提にした考え方で、真の解決を求める姿勢からはほど遠い。そもそもなぜ、沖縄だけがこのような一方的基地押しつけを甘受しなければならないのか。選挙結果を無視して新基地建設を進めるようなことがあれば、これはもう地方自治に対する国家の暴力的介入というほかない。普天間飛行場の辺野古移設計画は頓挫した。一連の選挙で示された「沖縄の民意」は重い。政府は、直ちに計画見直しに着手し、県との話し合いに入るべきである。

改憲勢力3分の2「よかった」19% 参院選道内世論調査

北海道新聞 07/14 07:00

北海道新聞社は13日、参院選直後の11、12日に行った全道世論調査の結果をまとめた。自民党や公明党、おおさか維新の会など憲法改正に前向きな勢力が国会発議に必要な全議席の3分の2に達したことについて、「よかった」は19%にとどまり、「よくなかった」が40%、「どちらともいえない」が41%だった。

共同通信社の全国世論調査では「よかった」が24%、「よくなかった」が28%だった。民進党が選挙区の改選数3のうち2議席を占めた道内では、改憲の動きにより強い警戒感があることがうかがえる。全道世論調査で「よかった」と答えたのは、自民党支持者が40%、公明党支持者で32%にとどまった。また「よくなかった」は60代で54%に上る一方、40代は28%だった。自民、公明の連立与党が改選議席の過半数を占めた結果については「よかった」が29%、「よくなかった」が31%で拮抗（きっこう）し、「どちらともいえない」が40%。2013年の参院選直後の世論調査では、自公で過半数との結果に「よかった」は38%で「よくなかった」は17%だった。

自民党勝利の理由は「民進党や野党が政権の受け皿になっていないから」が75%に達し、「安定政権だから」は16%、「安倍晋三首相の政策が支持されたから」は3%のみ。

「民進党や野党が受け皿になっていない」は民進党支持者でも77%に及んだ。安倍政権のほかに選択肢が見当たらないという「消極的支持」が多数を占めた形だ。

参院選に問う 与党勝利 改憲は支持されていない 信濃毎日新聞 2016/07/11

参院選は与党が勝利した。自民、公明両党合わせて改選議席の過半数一とした目標を上回っている。安倍晋三首相の政権基盤は一段と強まった。

第2次政権の発足から3年半余りになる。この間、経済最優先と言いながら、特定秘密保護法や安全保障関連法を強引に成立させてきた。「1強政治」が加速すれば立憲主義がますます危うくなる。在任中に改憲を成し遂げたいと意欲を示している首相の下、自民党は秋の臨時国会に向けて具体的に動き出す。厳しい目を向けていかななくてはならない。

<非難合戦の不毛>

投票率は今回も低調だった。選挙権年齢が引き下げられて最初の国政選挙だったものの、盛り上がりには欠けたことが見て取れる。関心が高まらなかったのは、なぜか。一つには、与野党の力関係が大きく変わる状況になかったことが考えられる。前回参院選の圧勝で与

党は優位にあった。参院は3年ごとに半数が改選される。自公両党は非改選の121議席のうち、76議席を占めている。参院全体の過半数を維持するには今回、46議席を獲得すれば良かった。野党第1党の民進党が強く訴えたのは「改憲勢力」に3分の2以上を取らせないことだった。選挙戦は与野党とも非難合戦に終始した感が強い。争点や焦点ははっきりしなかった。

安倍政権の経済政策「アベノミクス」を巡っては、与党が都合のいい経済データで成果を強調する一方、野党は経済失政と断じるなど、かみ合わなかった。首相の政治手法を批判する野党に対し、与党は野党4党の共闘を「野合」と攻め立てた。

<争点を隠したまま>

財政健全化、社会保障の財源確保など難しい課題が山積しているのに、議論は深まらなかった。何を基準に投票先を決めればいいのか、多くの有権者にとって分かりにくい選挙だっただろう。改憲についても同様だ。首相は、ことし初めの記者会見で「参院選でしっかりと訴えていく。国民的な議論を深めていきたい」と述べていた。にもかかわらず、選挙戦で積極的に触れようとはしなかった。自民党の公約もあっさりしている。衆参両院の憲法審査会で議論を進め、国民の合意形成に努めるといった短い記述が見られるだけだ。党の改憲草案に盛った「国防軍」の創設など、詳しいことは書かれていない。

衆院憲法審査会での実質議論は昨年7月以来、中断していた。審査会の会長はことしの通常国会で開催を模索したものの、自民党幹部から暗に自制を求められた経緯がある。参院選前の改憲論議は得策でないとの判断があった。

正面から争点に据えなかった以上、選挙に勝っても改憲の主張が支持されたことにはならない。改憲は首相の悲願だ。政権復帰後、まずは国会発議の要件を緩めようとした。批判を受けて引っ込めると、その後は9条の解釈変更で集団的自衛権の行使に道を開いている。解釈改憲を経て、いよいよ明文改憲を視野に入れる。戦後日本の重大な岐路だ。

衆院では既に発議に必要な3分の2以上の議席を与党が持つ。数任せで進めることは許されない。争点隠しは改憲に限らない。集団的自衛権の行使を可能にした安保法についても言える。2014年の衆院選で自民の公約に「集団的自衛権」の文字はなかった。「平時から切れ目のない対応を可能とする」安全保障法制を整えるとの簡単な記述にとどめながら、選挙後、首相は国民の信任を得たとの考えを示した。

<緊張感ある政治へ>

今度の参院選でも争点化を避けてきた。国連平和維持活動（PKO）に参加する自衛隊の「駆け付け警護」など、安保法に基づく新たな任務の適用は選挙後に先送りしている。不誠実なやり方だ。12年衆院選以降、国政選挙は自公の4連勝となった。野党は立て直しを急がなくてはならない。安保法廃止などを掲げて共闘した民進、共産、社民、生活の4党は、勝敗の鍵を握る改選1人区全てで候補を一本化した。それでも流れを変えることができなかったのはなぜか、徹底的に検証する必要がある。

首相1強、自民1強の状況が今後も続く。これまでと同じように重大な政策決定が与党の合意だけで進められ、国会で通り一遍の政府答弁が繰り返されたりする可能性がある。どのように政治に緊張感をもたらすか。国会の役割、とりわけ参院の存在意義を問い直したい。政府や衆院をチェックし、暴走を食い止める一。それでこそ「良識の府」「再考の府」だ。非改選議員を含め、国会軽視の政権運営を許さない覚悟と自覚を強く求めたい。

【感想】

猿田正機編著 (2016)『トヨタの躍進と人事労務管理：「日本的経営」とその限界』

水野 有香

本書は、「逆流する日本資本主義」のなかで、日本を牽引する企業であるトヨタが業績のうえでは躍進しているものの、労務管理の面では様々な問題を抱えていることを描き出すことを通じて、「企業社会・日本」の限界を示した著作である。

そして本書の特徴は、中京大学企業研究所のトヨタプロジェクトの蓄積が十分活かされていること、そして労働組合の資料を丹念に分析したり新たな視点での独自調査を行ったりしていることである。前者については、一連の研究によって明らかになった問題をベースにテーマが選定されており、研究の深化を感じられる。後者については、第2章「トヨタの一時金」(杉山直)と第3章「トヨタの労働組合における『働き方』の認識」(浅野和也)において、トヨタ自動車労働組合『評議会ニュース』を丁寧にフォローすることによってその実態を読み解こうとしている。また、第4章「トヨタ関連下請企業における雇用実態」(宋艶苓)、第5章「高齢社会と『企業福祉』の役割」(櫻井善行)、第6章「トヨタ関連企業の中国進出と労務管理」(張永強)で用いられている独自調査はそれぞれ興味深い。

以下では、各章から学んだ重要な視点や内容を紹介したい。

第1章「トヨタの躍進と労務管理」(猿田正機)では、新聞記事を用いトヨタおよびトヨタ関連企業の業績の躍進を示す一方、それでも改善されない雇用、賃金、労働時間・労働災害、地域の教育について容赦のない指摘をしている。例えば、ワーク・ライフ・バランスの施策が、労働者の立場に立ったものではなく、日本の大企業の責任として策定された張りぼてでしかないことは、組織の体質をよく示している。くわえて、トヨタやトヨタ関連企業の労働組合が、基本的に組合員が労災にあっても「個人の問題」と捉え労災争議を扱わず、実際に労働争議を扱っている全トヨタ労働組合やローカル・ユニオン、JMIUなどが苦戦するという構造は、労務管理・労働者の労働環境を考えるとマイナス要因が大きい。

い。この章では、裁判の事例も用いて企業内外からの分析を行うことにより、現代日本社会における大企業トヨタの実像をしっかりと描き出し、非正規・女性労働を研究する者として学ぶことも多かった。

第2章では、トヨタの一時金に関する組合の要求方式の変遷について扱っている。興味深かったのは、業績に関連させた要求方式の限界とともに指摘された二つの問題である。一つは、この方式では、組合員の生活実感や生活実態からかけ離れたものとなり、企業の業績によって要求が変動し、一時金の一貫した要求根拠の維持が困難になったという点である。もう一つは、組合が要求を検討し決定する時期と、トヨタの業績が確定する時期がずれており、組合が正確なトヨタの業績をもとに要求できない点である。この議論だけを見れば、組合は既得権益である正社員の一時金をいかに増やすかという面で方式の限界にきているわけであるが、低賃金の多くの非正規労働者を用いたうえで成り立つ正社員の高い賃金と一時金であることを考えれば、労働分配率や全体のバランスの視点から賃金や一時金を考える時期にきているのではないかと感じた。

第3章では、トヨタの労働組合における「働き方」の認識について論じられている。企業のみならず労働組合においても、経営最優先で「競争力を損なわない」ことを前提に、「会社からの要請には最大限の対応をするための方策を全組合員が一丸となって考えていくことをめざしている」という。こうしたトヨタ労使の取り組み・組合のスタンスは、賃金と労働時間との間にあるとされる関連や連動性を希薄化することで、労働者に競争力強化の重要性を認識させそのために何ができるか徹底的に考えることを扇動しているのではなかろうか、という指摘は非常に重要である。企業を動かすのは「人間」である。企業の長期的な成長を考えるならば、追い立てるような働かせ方ではなく、労働者の視点にたったワーク・ライフ・バランスを保障し、労働者の力を引き出す施策を要求するのが組合の役割である。

第4章では、トヨタ関連下請企業の雇用実態について、外国人技能実習生の受入れ実態のヒアリング調査をもとに分析している。その結果、3次下請では「働き手の確保の難しさ」から基幹労働力としてパートと技能実習生を雇用し、流動的労働力として派遣社員を利用し自社型の雇用ポートフォリオを形成していることを明らかにしている。また、調査し

た3次下請3社では最低賃金を基準に採用していることから、労務コスト削減の要因についても言及している。なお、このような安易な技能実習生の活用拡大は、技能実習生には3年という期限があることから将来の技能伝承に大きな問題をもたらす。それが特殊な技術であれば、取引先の変更が難しくトヨタの自動車の品質にも影響を与えることとなり、今後の課題となるであろう。

第5章では、高齢社会における「企業福祉」の役割について考察している。労働者層と高齢者層の議論は別に行われることが多いが、本章ではそれをつなげて「企業福祉」の観点から見ることで、労働者時代の働き方による格差が老後にまでつながる問題であることをトヨタの事例から明らかにしている。「企業福祉」は個々の労働者の生活向上をもたらしたが、格差の拡大には無力であった。その限界は明らかになった現在、その対抗軸としての活路は福祉の社会化、「公的福祉」の充実であるという。そして「企業の社会貢献」活動として、「医療や子育て、高齢者生活保障」など生活のための財源確保にすることこそ必要であるとその道筋を提示しており、筆者の研究にも示唆的な内容であった。また、133頁の図表2 労働者の重層的格差構造の表が参考になった。

最後の第6章では、11社のインタビュー調査をもとにトヨタ関連企業の中国進出と労務管理について論じている。労務管理の現状は混沌としており、「中国型労務管理」は確立していないという。中国の労働市場の雇用形態の特色、「日本的」な部分をもった賃金テーブルなど興味深い分析が行われている。

企業社会・企業福祉を中心に組み立てられてきた日本社会であるが、雇用形態の多様化・格差の拡大が進むなかで、政府の役割が重要になってきている。第8章で指摘されているように、「現代社会では連帯感や団結という価値観への理解や共感を欠落した労働者が、無用で過度な競争原理に駆り立てられ孤立し、人間性の破壊やいのちまで蝕むような働き方を無自覚的にしている」社会のあり方をいかに変えていくかが喫緊の課題となっている。それを考えるうえで、本書は有益な示唆を与えてくれる。

みずの ゆか 名古屋経済大学准教授

書籍紹介

本多滝夫編、白藤博行・亀山統一・徳田博人・前田定孝著

『Q&A 辺野古から問う日本の地方自治』（自治体研究社）

はじめに

アメリカ海兵隊普天間基地を沖縄・辺野古に移設する作業、あるいは辺野古に巨大な新基地を建設する作業は、3月4日の沖縄県と国との「和解」の結果、現在中断されています。この状態は、少なくとも新たな裁判が始まり、最高裁の判決が出ると予想される今年いっぱい、あるいは今年度いっぱい続くものと予想されます。このまま日本政府がこの計画を中止してくれることを願うものです。

さて、この5月、われわれは標記の書籍を発行しました。行政法の研究者が中心となって執筆した本書ですが、〈行政法〉という、一見敬遠したくなる分野の内容を、われわれはできるだけ平易にかつ身近な話題に引きつけて執筆しました。難解な専門用語が飛び交う沖縄県と国との地方自治をめぐる紛争、あるいは裁判のなかで、いったい何が問われているのか、どこに展望を見いだしうるのかなど、読者自身が謎解きしていく材料を提供するものです。

本書の概略

本書は、「地方自治ってなんだ? ―辺野古から問う日本の地方自治―」と題する第Ⅰ部と、「辺野古新基地建設Q&A」と題する第Ⅱ部から構成されています。このうちの第Ⅰ部は、長年にわたって地方自治法を研究してこられた専修大学の白藤博行教授による総論部分にあたるのに対して、第Ⅱ部は、いわば本論に当たるものです。第Ⅱ部は、第1章「沖縄・辺野古の基地問題の歴史と現状」（亀山統一・森林保護学）、第2章「辺野古埋立をめぐる沖縄県と国の攻防」（前田定孝・行政法学）、および第3章「沖縄県と国はどんな法的争いをしていたのでしょうか?」（徳田博人・行政法学）の3章から構成されます。

第1章は、辺野古新基地建設の目的、周辺への影響、普天間基地と辺野古新基地との関係、および沖縄の基地問題の経緯を解説します。それを受けて第2章は、今回の辺野古新基地建設にあたって国の側が沖縄県知事に提出し、2013年12月段階で当時の仲井眞弘多知事がいったん下した公有水面埋立承認処分の内容およびその問題点を、翁長雄志現知事が設置した第三者委員会の検証結果報告書に沿って解説し、そこで、国が県に提出した公有水面埋立願書の内容に問題点（瑕疵（かし））があったことを明らかにします。そのうえで、それにも関わらずなにゆえに国は辺野古に基地をつくることにこ

だわるのか、そこで国は県との約束は守られたのかどうか、そもそも2019年2月までに返還が約束されているはずの普天間基地運用停止は、守られるのかどうかなどを解説し、さらにこの検証報告を受けて2015年10月13日に翁長知事がした公有水面承認取消処分と、この承認取消処分に対して、その後沖縄防衛局が、同じ内閣の一員でもある国土交通大臣にした不服審査請求や、国が沖縄県に対してした地方自治法上のもっともきつい「関与」である「代執行」をめぐる裁判の経緯を説明します。

そして最後に第3章で、その後この3月4日の段階で国が応じざるをえなかった「和解」の内容と法的な意義、その効力などを明らかにしたうえで、これから予想される地方自治上の法的論点を明らかにします。そこでは、アメリカ分の基地として利用するための土地を造成するために、法律上「国の所有物」とされている海面を埋め立てをするに際して採用されている、その地域の都道府県知事の承認を得るために、公権力の主体である国が、知事との関係では「事業者」として立ち現れることになることを悪用して、辺野古の地先の公有水面の埋立ての場合において、あたかも事業者である民間人のような顔をして、国が県知事と対峙する。すなわち都道府県知事によって事業者の営業の自由が侵害されたものと主張する、いわゆる「私人へのなりすまし」に、どのような法的問題があるのかが解明されます。

さらに、米軍基地提供のためなら埋立承認権限を持つ県知事の権限は制限されるのか、すなわち国家安全保障の名目さえあれば地方自治権は国によっていくらかでも制限されるのかどうか、日米関係の信頼を保護するためであれば、国は日本の法律に従わないでもいいのか、沖縄県という地方自治体の権限を無視する国の政策は、地方自治という観点からそもそも許されるかどうか、といった、われわれが日常は固定観念で考えている〈微妙な〉ことに対して、鋭くメスを入れています。さらには、今回の審査を担当する行政機関である、地方自治法上の委員会である国地方係争処理委員会の存在意義などにも言及しています。

本書の意義

このように、本書は、第1に、一見難解な役所用語、あるいは行政法用語を、身近な感覚から解き明かしてくれる本です。またそのことを通じて、今回の辺野古基地建設をめぐる国地方係争処理委員会等で争われている法的紛争を見るガイドとなってくれる本です。さらには、そのことを通じて、この本を読んでいただくことによって、沖縄県と国との法的争いを観察する作業が楽しみになる本でもあります。

また第2に、上記のように地方自治と国家安全保障とどちらが優先するのか、あるいは国がいったんだした方針を地方自治体の考え方が食い違った場

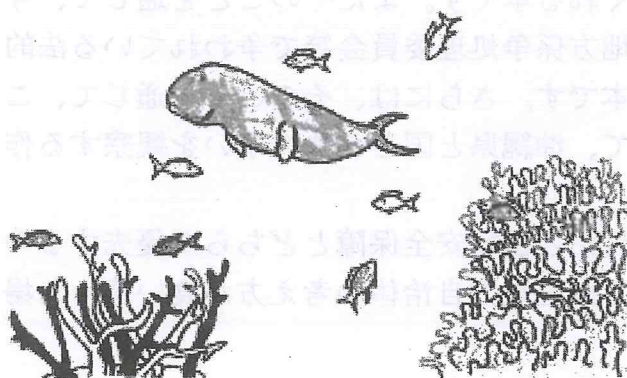
合、近代国家においてどのように考えるのが原則なのか、などをあらためて問い返すものです。

さらに第3に、国家というものがいかなる法的地位にあるのかが、あらためて問い直されています。「憲法とは国家権力の手を縛るもの」——この間強調されるようになった立憲主義の考え方でいえば、国とは民衆が憲法制定を通じて特別につくりあげた権力主体です。それは、いかなる場合においても、その権利を守る主体であり対象である民衆、すなわち「私人」と同様の地位になるはずはありません。私人が権利保障の主体であり対象であるとすれば、その権利保障を目的として創設された〈国家〉は、民衆の権利を守る責務を有する反面で、いかなる場合においてもその権利の主体となることはありません。ところが今回、国の側は、沖縄家県知事から承認処分をもらうという一点に照らして、「事業者だ。だから私人と同じ地位にある」と主張しているのです。そこには、国家権力とは民衆がつくりだした権力主体であるという意識は、みじんも存在しません。この点、この間戦争法と呼ばれる安保関連法を強行した安倍政権が、同法を強行する一連の国会審議等において示した姿勢と性質をともにする本質がみてとれます。私人になりすました国家が強行するのは、問答無用の「粛々と」したむき出しの権力行使です。それも、国家権力の行使が暴走しないようにその目的や限界等を定めた法律などまったく意にも介せず、むしろ、「法律はオレがつくり、オレが運用する」といわんばかりのようです。

このような国家と国民との法的関係が典型的に表れているものこそが、辺野古新基地建設問題なのです。

さて、過去はともかく、歴史的はこのように国家が無法化するような時代は、きわめて珍しいと思われます。その分、われわれは、大切なことを、私たち自身の生活と国家との関係とはいかにあるべきかを、毎日勉強させられているのです。本書がそのための一助となれば、さいわいです。

まえだ さだたか 所員 三重大学准教授



愛知労問研 188 号読後所感

高橋 利博

編集部から所報 188 号への紙面批評を依頼された。今の私からは、とてもじゃないが、所報全体すべての内容を論評するのは酷に思えた。そこで 188 号に掲載された 3 月に行われた労働法制連絡会の学習会での記念講演をまとめた『「1 億総活躍社会」どうなるの？～私たちの働き方・働かされ方 森岡孝二（労働法制連絡会愛知での講演）』に限って読後の所感を述べたい。

咄嗟に浮かんだのが、流行語にもなろうとしている「なんだよ、日本。一億総活躍社会じゃねーのかよ。昨日見事に保育園落ちたわ。どうすんだよ、私活躍できねーじゃねーか。」という言葉であった。

おそらく若い母親からのものであったと思われる SNS の訴えに、安倍総理は、「本当かどうか確認しようがない」と国会で答弁した。それに対し、国民世論は、直ちに「私だ」と訴える声が広がり、官邸前の集会にまでなった。

保育所問題については、小泉純一郎総理の時代になるが、「2000 年に株式会社参入が解禁され、その影響は大きい」（「ルポ保育崩壊」小林美紀 岩波新書）と述べられている。これは、新自由主義による規制緩和のひとつであり、この後自治体の認可保育所が次々に民営化（公設民営化も含めて）されて、保育所に入れない子どもの父母が閉園反対運動を起こしたのも記憶に新しい。規制緩和の問題点は保育所の民営化で、如実に現れた。2004 年度から国の補助金が一般財源化され、100%自治体の負担になった。「公立保育園の保育士さんの 52.9%が非正規労働者、時給 925 円。月給についても 45.3%が 14 万円以上 16 万円未満と低く、昇給制度はないと 77%が答えている」（小林美紀同書 岩波書店）と労働組合の調査を載せている。保育労働者の中心的な担い手が実に、年収 200 万円程度の非正規労働者であり、当然にも多くは不安定な労働実態である。

この森岡講演も、「安倍内閣の雇用改革の中身は・・・『規制緩和』に軸足が置かれている」と内閣の「1 億総活躍社会」本質を見事に突いている。

さらに、「雇用における女性差別、男性中心の働き方は、戦後温存され、労働時間の二極分化を生み出した」と評する。女性の賃金も男性の 60%から 70%という日本の現状が、そのものを証明している。これと、一対になっているのが、男性の長時間労働である。結婚していれば、夫は、会社で長時間労働とサービス残業が常態化し、妻の方は、安い賃金でのパート労働と家事・育児に翻弄されている。最近、中野円佳著「育休世代のジレンマ」光文社新書を読んでいるが、興味深い指摘をしている。この書物は、総合職に就いた女性の仕事や、結婚、育児世代の生き様を記している。彼女たちは「生きが

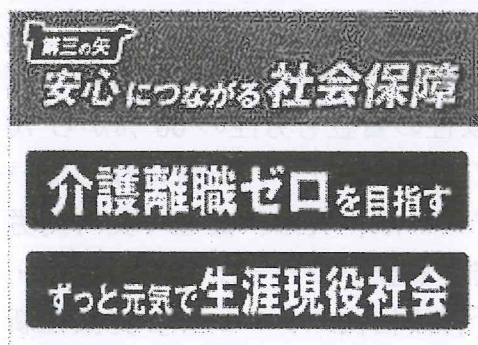
い」「仕事のやりがい」を目指して、総合職に就くことになるが、結婚、出産、育児という女性にとって大切なライフステージの段階になって、夫である男性の労働時間の長さから、自らが「総合職」の激務を続けられない状況に追い込まれていく姿が「ジレンマ」として浮かび上がってくる。これによれば、現在の社会構造の中で「一億総活躍社会」などできる訳なく、賃金を絞り込み、長時間働かせる、「ホワイトカラーエグゼンプション」に繋がらざるを得ない。

また、高齢者の実態を6月15日付朝日新聞は、「2016年参院選 アベノミクスを問う」という記事で「将来不安 消費よりも貯蓄」とした東京都足立区のアパートで独り暮らしをする75歳の男性を紹介している。安倍政権が昨年末、消費喚起策として打ち出した65歳以上の高齢者に支給される3万円の「臨時給付金」が口座に振り込まれても、直ぐに使うつもりはないとし、「年金生活者なんて、一寸先は闇。体調を崩したり、仕事がなくなったときに備えたい」と紹介している。子育てにつながる保育所の問題、困窮化する高齢者の問題等など、社会の最も弱い部分に矛盾は現れるため、ここに政治の光を充てていく必要があるのは当然である。

安倍総理は「消費税増税を社会保障に使う」との公約を反故にして、社会保障費の削減は依然続行中である。社会保障費は安倍政権の2013年度から、すでに3,000～5,000億円の自然増を圧縮、小泉政権の2,200億円を上回る削減となっている。「安心して暮らせるだけの賃金」と消費は表裏一体である。7月の参議院選挙で「安保法案（戦争法案）撤回」、「立憲主義の回復」し、「個人の尊厳」を守る勢力が前進してこそ希望を取り戻す社会の一步になってくる。

今回の、森岡論文を読んで、「カローシ」の言葉が国際語で使われるような日本社会をなくすことが今こそ、求められる時代ではないだろうか。

たかはし としひろ 会員



団体会員の紹介③

愛知県高等学校教職員組合（愛高教）

私たちの組織は愛知県内の県立学校（高校、特別支援学校、豊橋市立高校など含む）の教職員で組織された労働組合です。県下の各地域に10の支部とその他にも専門部があり、学校で働くすべての教職員の利益と権利を守るために、あわせて県民に責任をもった教育施策の実現を目指すために頑張っています。その意味で、私たちは学校現場で働くすべての教職員の利益を守ることはもちろんのこと、教育に限らず、この国のゆくえやあり方をめぐる動きにも「もの申す」姿勢を堅持しています。私たちがこの間の自公政権による「戦争法」に対して、平和国家立・憲国家を脅かすものとして反対の声を上げてきたのも、私たちのかつての上部団体の日教組の、現在の全教のスローガンの1つである「教え子を戦場に送らない」という理念からです。現在もその理念を受け継ぐ全日本教職員組合の一員としてがんばっています。

今学校現場は大きく変わりつつあります。東京や大阪に見られるような露骨な権力からの教育への介入は、この愛知でも程度の差こそあれけっして例外ではありません。加えて第一次安倍内閣の時に始まった安倍教育再生は、「教育基本法改悪」に代表される復古的な教育施策とともに、競争原理と市場原理を軸とした新自由主義的な教育施策の導入も始まりました。子どもたちは早い段階から、学力のためという名目で過酷な競争で差別され選別されるようになりました。その結果、学校現場こそ「格差と貧困」を象徴する場となりました。憲法で保障されている教育権すら不十分な子どもたちを私たちは見えています。高校授業料の無償化に所得制限が導入されたため、学業継続を断念している事例も少なくはありません。また大学進学のために、「奨学金」という名の「教育ローン」と、経済的負担の軽減のために学業そっちのけにブラックバイトに精を出す若者の姿も見えています。未来を担う人づくりであるはずのこの国の教育施策がどんなに酷いものかということが示しています。

その子どもたちを預かる、教職員のおかれている状況も大変です。学校そのものが多様化し、進学校では早朝や土日も含む学習指導、職業高校では各種検定指導、それに複雑になった生徒指導に加えて、社会問題化されつつある部活動指導、これらに関わって教職員は過重の労働を強いられています。過労による健康を害するだけでなくいのちを失う悲しい事例すら見られます。

私たちの組織は、かつては多くの教職員を仲間に迎え入れていましたが、どこの組織にも見られるように、高齢化と退職による穴埋めが十分にされない現実があります。県民に責任をもつ教育活動をするためにも、若い教職員を中心とした組織拡大・仲間づくりは、私たちの緊急かつ中心的な課題だと考えています。私たちの活動に、ご理解とご協力を。

文責 事務局

愛労連大会を前にして

編集部

愛労連定期大会は、7月24日(日)に中村市役所ホールにておこなわれます。結成されて27年が経過しようとしています、いま一度その歩みを振り返るのも無駄ではないと思い紹介します。

愛労連(愛知県労働組合総連合)は1989年11月17日、県内の多くの労働者・労働組合、民主団体、県民から期待され、県下のたたかう労働組合の総結集で結成されました。

井上利雄・初代議長は、「明るく、親しまれ、頼りになる、そんな愛労連をめざしたい」と決意を表明。「愛労連」のめざす道、基本的構想や綱領・規約は、討論のなかで100を超える補強意見がだされ、みんなの知恵と力で作られたものでした。結成大会は「みんなで決めて、みんなでたたかう」愛労連を大きくしようと決意を固めあいました。

愛労連はこんな労働組合です

歴史 労働者の利益を守って

愛労連とは愛労連は1989年11月17日、労働者・県民の利益をなによりも大切にするローカルセンター(地方組織)として誕生しました。

そして、「連合」の低額回答を上まわる賃金の引上げや政府・財界による労働基準法をはじめとする労働法制改悪を許さないたたかい、最低賃金の引き上げを求めるとりくみなど労働者の利益を守るため奮闘しています。

また、欧米では当たり前となっている労働者保護法(企業の一方向的解雇を規制)制定などに向けて、全国の仲間たちとスクラムを組んでいます。

目標 もりたくさんな労働者・国民の要求を

愛労連とは愛労連とは大幅賃上げや労働時間の短縮、リストラ「合理化」反対、労働基準法の抜本的改正など労働者の切実な要求の実現をはじめ、「社会保障、教育の充実」、「消費税増税反対」、「コメ・農産物の輸入自由化反対」、「原発廃止」や「核兵器の廃絶」「戦争法の発動阻止」「米軍基地撤去」など平和・民主主義を守る課題など国民生活、社会全般にかかわる目標をかかげています。

組織 企業・産業の枠を越えて運動発展を

愛労連とは愛労連の組織の特徴は、産業別組合(単産)と地域組合(地域組織)が対等に構成されていることです。

単産が愛労連に加盟していない単独組合や支部・分会でも、地域組織に加盟することで、愛労連の一員として活動していくことができます。

また、愛労連はたたかう労働者のナショナルセンターである全労連（全国労働組合総連合）に参加し、全国の仲間たちとも手を取りあって運動をすすめています。

活動 「主人公はあなた」を貫きます

愛労連とは「みんなで決め、みんなでたたかう」という組合員が主人公の活動を基本にすえ、組合員の政党支持・政治活動の自由を保障しつつ、各産業のたたかいと地域のたたかいを調整し、全県的、全国的な統一闘争を進めています。

また、国民的な要求実現のための共同・連帯も大きく広げています。

愛知県労働組合総連合綱領

1. 私たちは、労働者の経済的・政治的諸要求の実現をはかり、男女差別をはじめあらゆる差別をなくし、労働者のいのちを守り、健康で文化的な生活の向上、基本的諸権利の確立、社会的地位の向上をめざしてたたかいます。
2. 私たちは、国民的・県民的な要求・課題についての諸運動の発展に力をつくし、青年・婦人・高齢者をはじめ県民各層と連帯し、共同のたたかいをすすめます。
3. 私たちは、労働組合運動の積極的伝統を受けつぎ、たたかう労働者・労働組合のエネルギーをくみつくし、未組織労働者および年金受給者の組織化につとめ、運動と組織の発展をめざしてたたかいます。
4. 私たちは、資本・政府からの独立、政党からの独立、一致する要求にもとづく行動の統一という原則による労働戦線の統一をめざします。
5. 私たちは、労働者・労働組合の団結権・団体交渉権・争議権の完全確保をめざしてたたかいます。
6. 私たちは、大企業の横暴に反対し、広く中小商工業者、農民、漁民などと協力し、産業・経済の民主的発展と明るく住みよいまちづくりをめざします。
7. 私たちは、郷土の自然を守り、すぐれた文化を受けつぎ、人間性の豊かな発達と、教育・文化・スポーツの民主的発展をめざします。
8. 私たちは、憲法をくらしのなかに生かし、住民の生活と権利の向上をめざす革新自治体の建設のためにたたかいます。
9. 私たちは、国民本位のくらしと政治、非核、非同盟・中立、平和、民主の日本を実現する統一戦線の樹立をめざします。
10. 私たちは、世界のたたかう人民や労働組合と相互の自主性を尊重し、共同目標実現のため、国際連帯・交流をすすめます。

1989年11月17日

社会労働情報この2ヶ月 2016年5月～6月

5月1日

★第87回メーデー 全労連、全労協が中央メーデーでおのおの代表派遣挨拶、アベノミクスの転換、労働法制改悪反対などを訴える。全国各地で集会。

愛知でも中央メーデーに3500人、名古屋市外6地区メーデーにも1500名が参加

5月2日

★三菱自動車、労働者に賃金カットを提示…水島製作所の1300人

5月3日

★日本国憲法施行69周年 市民のつどい 名古屋市公会堂に3000人集う

★三菱自の下請け、自宅待機の社員も 燃費偽装の影響拡大

5月6日

★三菱UFJモルガン証券が初任給を2万円引き上げ 人材確保がねらいという。

★名古屋市バスの運転手だった山田さんの高裁判決が4月21日、公務災害を認め逆転勝訴した件で、地方公務員災害基金側は控訴せず判決が確定した。

5月7日

★沖縄県警は7日、米軍普天間飛行場所属の3等軍曹、キュー・ライオネル・ウィルソン容疑者(25)を道交法違反(酒気帯び運転)の疑いで現行犯逮捕し、発表した。

5月9日

★3月給与総額、1.4%増=実質も2カ月連続プラスー毎月勤労統計。

★地震、休業手当の助成最大8割に 厚労省、九州の被災企業

5月10日

★NHKの榑井勝人会長は10日の参院総務委員会で、熊本地震をめぐる原発報道について「公式発表をベースに」と内部の会議で指示した発言の趣旨を問われる。

★三菱自 休業手当8割超を提示 水島の自宅待機1300人

5月11日

★熊本県などでの一連の地震で発生した災害廃棄物が、熊本県内だけで最大約130万トンに達するとの推計を環境省がまとめた。

★辺野古海上警備の会社、残業代未払い 月最大200時間超

5月12日

★シャープ、最大3000人削減=不採算事業立て直しへ

★味の素が6年ぶり理系首位 就職人気ランキング

5月13日

★同じ業務で定年後再雇用、運輸会社 賃金差別は違法 東京地裁判決

5月15日

★沖縄の本土復帰から44年を迎えた15日、市民団体が那覇市で集会を開いた。2500人(主催者発表)が集まり、「基地のない沖縄」の実現を訴えた。

★G7科技相会合 「リケジョ」人材ネット創設へ

5月16日

★1カ月間の残業が最も長かった正社員の残業時間が「過労死ライン」の80時間を超え

た企業は22・7%にのぼることが、厚生労働省が16日公表した報告書で明らかに。

5月17日

★がん患者 復職5年、5割が勤務継続 大企業社員追跡調査

★1トヨタ自動車が、マレーシアに新工場を建て、2018年にも稼働させる計画を立てていることが分かった。年8万台生産の既存工場の近くに年5万台生産できる工場を造る

★トヨタ、役員賞与25%増＝平均1億2300万円

5月19日

★沖縄県うるま市の女性会社員(20)が4月から行方不明になっている事件で、県警は19日、県内に住む米軍軍属の男(32)を死体遺棄容疑で逮捕。

5月22日

★シリアで連続爆破、140人超死亡か IS犯行の可能性

5月24日

★三菱自の下請け、労働相談に列 「こりごり」職場替えも 軽自動車の生産中止で

5月26日

★ 主要7カ国(G7)首脳会議(伊勢志摩サミット)は26日開幕し、世界経済を支えるため、金融緩和に加え、機動的な財政出動や構造改革での論議。

5月27日

★オバマ米大統領は27日、現職の米国大統領として初めて被爆地・広島を訪問し、演説した。「1945年8月6日の朝の記憶を薄れさせてはなりません」と訴えた。

★5月28日

★安倍晋三首相は28日、消費税引き上げについて麻生太郎副総理らに伝えた。

消費税10%への引き上げ時期を、2019年10月まで2年半延期する方針

★熊本地震で被災した熊本県内の製造業や商業・サービス業、観光業(ホテルや旅館などの宿泊業)の被害総額が1兆円を超えるとの推計を、県がまとめた。

5月29日

★オーストリア内務省は27日、ナチスの独裁者ヒトラーの生家がある建物を強制収用する特別法案を議会に送ったと発表した。

5月30日

★自動車8社の4月の国内生産は、前年同月比9・3%減の60万6208台だった。熊本地震や三菱自動車の燃費偽装問題による生産停止の影響。

5月31日

★四国電力が今夏の再稼働を目指している伊方原発3号機(愛媛県伊方町)について、愛媛県民12人が31日、運転差し止めを求める仮処分を松山地裁に申し立てた。

6月1日

★被爆地広島をめざす平和行進が愛知県入り。初日の31日は湖西市から愛知県に入り、豊橋の桜ヶ丘高校まで。5日には名古屋市内で集中行進が予定。

6月2日

★トヨタ自動車が、米IT大手グーグル傘下の次世代ロボット開発会社「ボストン・ダイナミクス」の買収交渉を進めていることがわかった。

6月3日

★在日コリアンを排斥するヘイトスピーチを繰り返す団体の男性が5日に川崎市中原区で計画しているデモについて、県公安委員会も県公安条例に基づき許可した。

★トヨタ自動車は3日、国内でトヨタ車を組み立てているグループ2工場の一部ラインについて、同日朝から生産を止めた。系列の部品メーカー、爆発事故の影響で。

6月4日

★愛労連第2回評議員会開催。7月末に予定の定期大会に向けた方針などを審議。採択

★民主化運動が政府に弾圧された中国の天安門事件から27年を迎えた4日夜、軍と衝突して犠牲になった学生らを追悼する集会が香港のビクトリア公園で開かれた。

6月5日

★戦争法廃止などを訴えた、「全国総がかり大行動」が全国100カ所以上で集会やデモ、宣伝行動などが展開されました。国会周辺の行動では4万人が参加

★5日投開票された沖縄県議選（定数48）で、翁長雄志（おながたけし）知事を支える与党勢力が告示前より3議席多い27議席を獲得し、過半数を維持。

6月7日

★経団連が7日に発表した大手企業の今夏のボーナス調査（第1回集計）によると、妥結額は平均92万7415円で、昨年夏より3・74%伸びた。

6月8日

★南相馬でJR常磐線試運転、7月再開へ 原発事故で不通の小高まで。

6月9日

★九州電力川内原発1,2号機（鹿児島県薩摩川内市）が設置変更許可をめぐり、市民ら33人が国の原子力規制委員会を相手に、許可の取り消し求める訴訟を福岡地裁に起こす。

6月10日

★トヨタ自動車が、総合職向けの在宅勤務制度を大幅に拡充する。現在対象は子育て中の男女らだが、総合職のおよそ半分に当たる約1万3千人に利用資格を与える方針。

6月11日

★5日に決選投票が行われた南米ペルーの大統領選の開票結果を受け、フジモリ元大統領の長女ケイコ・フジモリ氏「我々は民主的に投票の結果を受け入れる」と敗北を認めた。

6月12日

★東京電力福島第一原発事故で全村避難した福島県葛尾（かつらお）村政府は12日午前0時、村の9割強の世帯を対象に解除した。解除は、4例目。

6月13日

★河村たかし名古屋市長は、14日開会した6月市議会に名古屋城天守閣の木造復元に着手する補正予算案を提出。

6月14日

★最低賃金今すぐ千円に、栄交差点で最低賃金引き上げのロングラン宣伝をおこなう。

6月15日

★東京都の舩添要一知事は15日夜、都議会で辞意表明。

6月16日

★16日午後2時21分ごろにマグニチュード(M)は5・3。北海道函館市で震度6弱、

★ライ予防法から20年、ハンセン病追悼式典、最高裁から初めて出席者

6月17日

★関西電力は17日、大津地裁の運転差し止め仮処分決定を受けて停止中の高浜原発3、4号機（福井県）の原子炉から、核燃料を取り出すと発表した。

6月19日

★沖縄県那覇市内の奥武山公園で「元海兵隊員による残虐な蛮行を糾弾！被害者を追悼し、海兵隊の撤退を求める県民大会」（主催：オール沖縄会議）が開催、6万5000人が参加。

★学生団体「SEALDs（シールズ）」や「市民連合」が19日、参院選で協力する野党の党首らとともに東京・有楽町で街頭演説をし、野党への支援を呼びかけ。

6月20日

★運転開始40年を超えた関西電力高浜原発1、2号機（福井県）について、20年間の運転延長が認可される見通し。原子力規制委員会が20日午後、審査書案を定例会に諮る。

6月21日

★妊娠や出産理由に不利益扱いする「マタニティー・ハラスメント」について、2015年度に全国の労働局にあった労働者からの相談件数は4762件で、過去最多を2年連続で更新。妊娠を理由とした職場での降格を違法とした14年の最高裁判決などの影響。

6月22日

★第24回参議院選挙は22日公示した。経済政策「アベノミクス」や安全保障関連法の是非などをめぐり、与野党は論戦を始めた。

6月23日

★北朝鮮は22日午前5時58分ごろと午前8時5分ごろ、ムスダン中距離弾道ミサイル（射程3千キロ以上）とみられる飛翔（ひしょう）体2発を発射。

6月24日

★英国の欧州連合（EU）からの離脱が決まり、世界の金融市場に動揺が広がった。日本で円高・株安が急激に進み、欧州各国も不安定に。

6月26日

★イラク政府軍は26日、過激派組織「イスラム国」（IS）が占拠していた中部の都市ファルージャについて「全域を解放した。戦闘は終結した」と発表。

6月27日

★スペインで26日、やり直し総選挙が投開票された。欧州連合（EU）が課す緊縮財政に異を唱え、躍進するとみられていた左派新党ポデモスは伸び悩み、第3党にとどまった。

6月28日

★国家公務員の労働組合の組織率が昨年、人事院が統計を取り始めた1949年以来、初めて5割を割った。外務省や文部科学省など組合自体が消えた省庁もあるという。

6月29日

★総務省は29日、2015年の国勢調査の速報値を発表。今回から「団塊の世代」が含まれるようになった65歳以上の割合は、10年の前回調査より3・7ポイント多い26・7%で過去最高となった。一方、15歳未満の子どもは12・7%で過去最低だった。

6月30日

★パナマ文書問題で明らかになった多国籍企業の課税逃れに対応するため、経済協力開発機構（OECD）は、参加国に共通の国際課税のルールづくりを本格化する。

研究所 だより

☆ 2016 年 7 月 15 日以降の活動・集会予定など

- 7 月 24 日(日) 愛労連第 54 回定期大会
- 7 月 26 日(火) 労問研これからのありかた検討委員会
- 7 月 28 日(木) 全労連大会(～ 30 日)
- 7 月 31 日(日) 労働総研総会
- 8 月 11 日(木) 愛知平和のための戦争展(～ 14 日)
- 8 月 27 日(土) 愛知労働問題研究所理事会・所員会議
愛知働くものの健康センター総会・学習会
- 9 月 03 日(土) 愛労連第 1 回評議員会



☆ 寄贈された書籍、購入書籍他

- ◎ 菅野完『日本会議の研究』(扶桑社新書)
- ◎ 『ビックコミックスピリッツ』32 号(160714 発行)

付録日本国憲法全文

★参議院選挙が終わりました。ある程度予想されたこととはいえ、事態は性格につとめなければなりません。国会内では改憲派は 3 分の 2 に到達しました。確かに数だけは揃いましたが、すぐに発議をするほど論議は煮詰まっていはいないのも確かです。私たちに求められるのは、発議をさせないための日常的な圧力・活動だと思います。いかがでしょうか。

★すでに関係者には連絡していますが、研究所のメールアドレスを変更しました。

aichiromonken@gmail.com これからはこちらのアドレスを使用してください。

以前のメールは使えなくなっています。

★研究所では、廃棄する資料雑誌や保管していた所報などは PDF 化をすすめています。所報については、直近の発行したものの前号までは閲覧できますが、その他の資料の保存状況については事務局までおたずねください。

★今回 189 号も皆さんの協力によって発行することができました。感謝感激です。充実した誌面になったと自負しています。引き続き、原稿依頼などよろしくお願いします。なお、前号浅野論文掲載時の不手際についてはお詫びします。

文責 事務局編集部

*「所報」第 189 号(隔月刊) / 発行日 2016 年 7 月 15 日

*発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所(略称): 労問研

*〒 456-0006 名古屋市熱田区沢下町 9-3 労働会館 304 号

*Tel/Fax 052-883-6978 E メール aichiromonken@gmail.com

*HPERL <http://www.roren.net/romonken/>

*研究所会費(年)個人 6000 円 団体 1 口・12000 円 読者会員 1200 円

*収入のない院生割引あり。要相談。郵便振替 00860-6-80604 愛知労働問題研究所

*三菱東京 UFJ 銀行・金山支店・普通口座 1368019

*お願い: 引き続き研究所の財政を支えるために、第 15 期・2015 年度の会費未納の方、協力・納入をよろしくお願いします。m(_)m